

平成 18 年 4 月 26 日

各 位

鈴木金属工業株式会社
東京都千代田区丸の内一丁目 9 番 1 号
代表取締役社長 佐藤 眞 樹
(コード番号) 5657
(問合先) 常務取締役総務部長 清水 博
TEL (047) 476-3111 (代表)

地下水調査結果と今後の対策について

弊社習志野工場（千葉県習志野市）におきまして、地下水調査を行いましたところトリクロロエチレンが環境基準値を超過していることが確認されたため、千葉県及び習志野市のご指導の下に、このたび地下水浄化対策を実施することになりましたので、経緯と今後の対策につきまして以下のとおりご報告いたします。

1. 経 緯

- 1) 弊社習志野工場におきましては、昭和 48 年以降ステンレス製品の製造工程において溶剤及び洗浄剤としてトリクロロエチレンを使用してきました。トリクロロエチレンは、平成元年の法改正に伴い地下への浸透が禁止されたため、弊社は漏洩防止対策に万全を期するとともに、大幅な使用量の削減を推進してきました。

（トリクロロエチレンは、平成 18 年 3 月末に使用を全廃いたしました）

- 2) 一方習志野市は、平成元年より実施した東習志野地区の地下水調査でトリクロロエチレンによる汚染を確認したため、当該区域内の各工場に地下水汚染の要因となる土壤汚染調査の要請を行いました。

弊社は、平成 6 年に千葉県及び習志野市のご指導により全敷地にわたって表層土壤調査を実施したところ、トリクロロエチレンによる土壤汚染が確認されました。また平成 7 年に地下水調査を実施しましたが汚染は検出されなかったため、県及び市のご指導の下に、トリクロロエチレンの地下水への浸透防止対策として、敷地内の詳細な表層土壤調査に基づき、地下水への浸透防止を図るガス吸引法による土壤浄化処理を決定し、平成 9 年から平成 15 年の間実施いたしました。

その結果、表層土壤については県及び市のご指導レベルまでの改善が確認されたことから、平成 15 年をもって表層土壤対策を完了いたしました。

- 3) その後も引き続き地下水の調査・監視強化に取り組むこととし、平成 16 年から平成 17 年にかけて、敷地内に調査井戸を設置し再度地下水調査を実施したところ、地下水が基準値を超過している箇所があることが判明いたしました。この調査結果に基づき、県及び市のご指導を得て最適な地下水の浄化対策を検討した結果、敷地外への拡散防止を図るため、バリア井戸方式による浄化対策を実施することとし、速やかに設置工事を開始することといたしました。

- 4) 弊社は今後浄化対策を確実に実施するとともに、土壤・地下水監視を継続し、周辺環境への影響を防ぐために万全を尽くす所存です。

2. 調査結果について

千葉県及び習志野市のご指導の下で、弊社は平成16年3月から平成17年11月にかけてトリクロロエチレン等の土壌並びに地下水調査を実施いたしました。結果は以下のとおりです。

1) ステンレス工場内の土壌調査 (トリクロロエチレン) : コアサンプルの溶出検査

平成16年測定値 最大 0.008mg/L (環境基準 : 0.03mg/L)
(平成17年測定値 最大 0.335mg/L)

2) 地下水調査 (トリクロロエチレン) : 調査井戸中の地下水分析

平成17年測定値 3.4 mg/L ~ 200 mg/L (環境基準 : 0.03mg/L)

* 他にトリクロロエチレンの不純物等として3物質を検出

3. 環境基準超過の原因について

トリクロロエチレンは、ステンレス製品の製造工程において溶剤及び洗浄剤に使用しておりましたが、地下浸透が禁止される平成元年以前に、配管からの漏洩や、製造工程又は保管中の飛散等によって地下に浸透したことが原因と考えられます。

4. 対策について

千葉県及び習志野市のご指導の下、環境基準超過地下水の敷地外への拡散防止を最優先として取り組むこととし、敷地境界で地下水を揚水し浄化するバリア井戸による浄化対策を速やかに実施することといたします。

(バリア井戸による浄化対策の概要)

弊社及び市の調査によると、地下水は北から南方向に流下していると推定されるため、南側敷地境界全域を対象にバリア井戸を設置し、環境基準超過地下水の拡散防止を図ることといたします。

①バリア井戸の設置箇所 (3ヶ所—別紙 A, B, C)

②バリア井戸の構造

「第一帯水層」(5~30m)、「第二帯水層上部」(30~40m)、「第二帯水層下部」(40~50m)を対象とした井戸を各箇所に設置

(3本/箇所×3箇所=合計9本)

③揚水・浄化対策の実施

各井戸からの揚水を揮散処理することにより、トリクロロエチレンをガス化させ活性炭に吸着させて回収する。浄化された地下水は工場排水として排出いたします。

④工事開始 平成18年5月 (運転開始 同年9月予定)

本件に関しまして、引き続き千葉県及び習志野市のご指導をいただきながら近隣の皆様にご安心いただくよう浄化対策に全力で取り組む所存です。

なお、これによる損益への影響はありません。

以上

[参考]

鈴木金属工業（株）習志野工場の概要

（所在地） 千葉県習志野市東習志野 7-5-1

（生産開始） 昭和 37 年

（敷地面積） 187,700 m²

（主な生產品目） ピアノ線、硬鋼線、ステンレス鋼線、オイルテンパー線、P C 鋼線

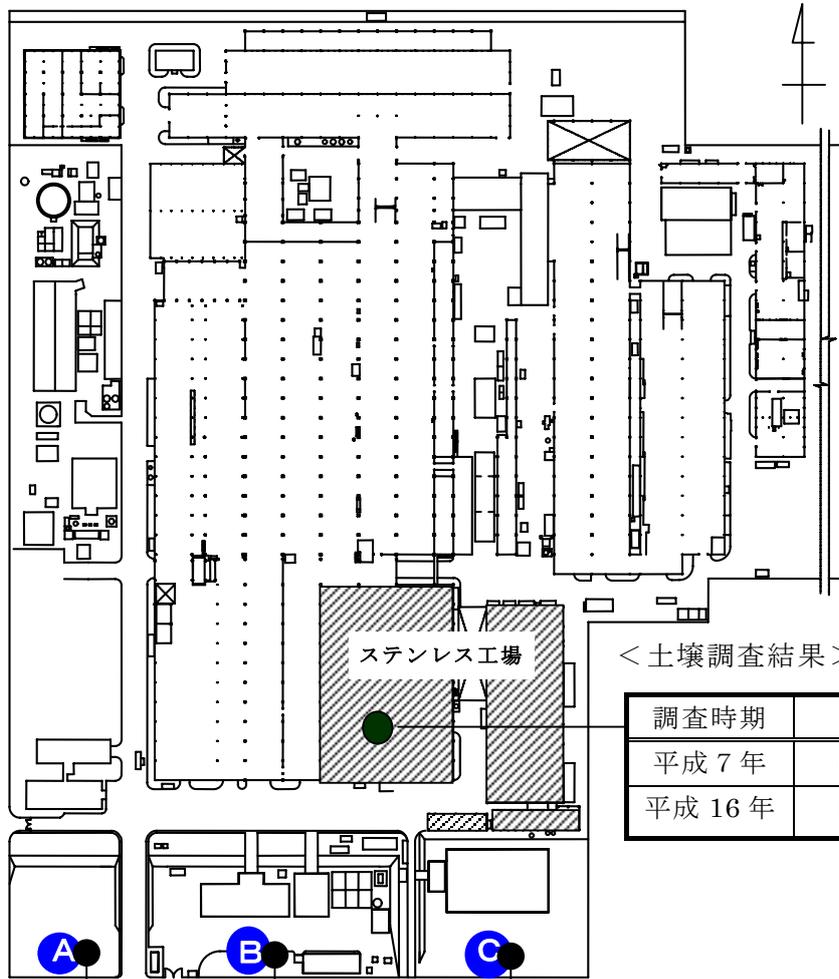
（レイアウト） 別紙参照

* 本件に関するお問い合わせ先

鈴木金属工業(株) 総務部 (TEL 047-476-3111)

別紙

<レイアウト図>



<土壌調査結果>

調査時期	最大値
平成 7 年	0.335mg/L
平成 16 年	0.008mg/L

<H17年地下水
最大濃度

物質名	単位	A点	B点	C点	環境基準
トリクロロエチレン	mg/L	3.4	200	14	0.03
テトラクロロエチレン	mg/L	0.002	0.13	0.004	0.01
シス-1,2-ジクロロエチレン	mg/L	0.048	18.0	0.42	0.04
1,1-ジクロロエチレン	mg/L	0.012	0.19	0.015	0.02

: 環境基準超過

<対策概要図>

